

## 意見

### 1．高山植物に関わる項目を特記・重視すべきと考えます。

我が国の高山植物には、島嶼地域の生物と同様に、固有植物や極めて著しい隔離分布を示す希少植物が多く含まれております。ところが、希少植物ほど盗掘の対象となって長い年月を経ており、地域的絶滅に至った植物や極めて危険な状態に陥っている植物が非常に多数認められます。

従って、生物多様性国家戦略において重視されるべき項目として、骨子（事務局案）第1部第1節の危機の構造に「盗掘（違法採取）」を必ず挙げ、同第4節2においてそれらが分布・生育する「高山地域・特殊岩地域」を特記すべきと考えます。

このことは、全国あるいは都道府県レベルのレッドデータブックに多数の高山植物が挙げられ、それらの危機の主要因として盗掘が指摘されていることから明らかな事実ですので、この問題に真っ正面から取り組む環境省の強い姿勢が必要だと考えます。

### 2．地域全面を対象にして植物の分布・生育状況を把握する最も基礎的な研究を忘れてはいけないと考えます。

私を知る北海道の高山には、登山路が設けられていない山岳が多数あります。例えば、日本最大の国立公園、日高山脈では30数個の山岳のうち数カ所にしか登山路がありません。これらの山岳におけるアプローチは、沢登りによって山頂に達するという困難を伴います。従って、これらの山岳における植物研究は、まだ精度が粗いままになっていると判断します。このような山岳地域では、自然性の観点からは非常に高く評価できますが、希少植物の実態調査はまだ不十分な段階と言えます。

他方、登山路がなく人気がない山岳、あるいは登山路を離れた多少とも危険なルートにおける私の調査は、盗掘者に直接出会うか、盗掘跡を目にする機会が多い状況です。

従って、アプローチが比較的困難な場所を含む高山地域・特殊岩地域では、分類学的記載の前に絶滅する生物が多いと言われる熱帯降雨林に似て、分布・生育が確認されないうちに盗掘され尽くしてしまう状況が考えられます。

これらの状況判断から、博物学の時代に逆行するようですが、既存の法制度による保護地域は当然のこととして、改めて分布・生育情報を全面的に収集する必要があると考えます。どのような希少植物種がどこにあるかという最も基礎的な調査は、生態学、分類学がともに先鋭的に進行した時代であっても決してないがしろにできないと思います。生物多様性を守るためには、種々の分野からの貢献が必要なことは当然ですが、地域を全面的に把握する古くからの基礎分野にも光を当てておくべきと考えます。

### 3. 種の保存法における主旨を尊重し、運用の誤りを正すべきと考えます。

生物多様性保護では、持続的利用の観点が重視されております。希少植物の利用の中に栽培と流通がありますが、とくに高山植物については、実際の生育地において絶滅あるいは絶滅寸前であるのに栽培品・流通品は多数ある例、また実際の生育地で激減し栽培・流通品も少ないままの希少植物の例が多数知られており、持続的利用とはほど遠い現状があります。

種の保存法では、レッドデータブックに多数挙げられた高山植物のうち、ほんのわずかな植物が指定されているだけであり、希少な高山植物については情報が氾濫し規制が行き届かないという、極めて困難な状況にあると判断します。ある都道府県が条例によって指定植物の栽培・流通を規制しようとしても、他の都道府県にその規制が及ばない限界が生じております。

従って、環境省は、種の保存法に基づいて多数の希少植物を指定し、多数の生息地等保護区を指定し、流通規制も全国展開するなど、法に盛り込まれたあらゆる手法を駆使して、それらの積極的な保護体制を構築すべきと考えます。それがないままでは、種の保存法は高山植物の絶滅をくい止めることがまったくできないザル法になると判断しております。

生物多様性条約も種の保存法も「生息地内保全」、植物にとっては「実際の生育地の保護」を最も重視しております。それは、植物の生活、進化が実際の生育地と切り離せないからです。ところが、既存の保護地域にある高山植物でも、実状は「生息地内保全」に至っていないと判断します。

以上に述べたことは、換言しますと、「絶滅に瀕する植物は多数指定し、確実に守れ」ということになります。今回の見直しでは、「実効ある保護策」が講じられる体制づくりが最も大切であると考えております。

以上

2002年1月31日

北海学園大学工学部 教授 佐藤 謙